

一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準（新第4条の2関係）

| | | 構造設備基準（改正後） | | | 構造設備基準（改正前） | 備考 |
|-------|-----|---|-----|-----------|---|--|
| 第4条の2 | (1) | 浴場の内外は、常に清潔を保つこと。 | 第4条 | (1) | 略 | 変更なし |
| | (2) | 客用便所は、毎日清掃し、適宜消毒すること。 | | (10) | 男性用及び女性用に区別した客用便所を設け、毎日清掃し、適宜消毒すること。 | 構造基準と衛生措置基準に分離 |
| | (3) | 脱衣室は、毎日清掃し、適宜消毒をすること。ただし、感染性の疾病の病原体による汚染のおそれがある場合はその都度消毒すること。 | | (13) | 略 | 変更なし |
| | (4) | 入浴者共用のタオル、くし、ブラシ等の類を備えることはしないこと。 | | (14) | 略 | 変更なし |
| | (5) | 浴槽水は、常に満杯状態に保つとともに、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより浴槽からあふれ出させ、清浄に保つこと。 | | (23) | 浴槽の湯は、常に充満させ、浄水及び掛湯は常に流出するようにすること。 | 内容は変更なし |
| | (6) | 浴槽は、毎日（循環式浴槽にあっては、1週間に1回以上）完全に換水し、かつ、清掃すること。 | | (24) | 略 | 変更なし |
| | (7) | 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定して、規則で定める基準に適合するよう努めるとともに、その測定結果を記載した書類を当該測定の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により、これにより難しい場合には、他の適切な措置を講ずること。 | | (26) ウ | <p>循環式浴槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ウ 次に掲げるところにより、塩素系薬剤を使用して浴槽水を消毒すること。ただし、塩素系薬剤を使用することができないやむを得ない事由がある場合において、他に適切な衛生上の措置をとることができる」と市長が認めるときは、当該衛生上の措置によることができる。</p> <p>(ア) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下に保つこと。これにより難しい場合であっても、1リットルにつき1.0ミリグラムを超えないこと。</p> <p>(イ) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日測定し、その測定結果を当該測定の日から3年間保管すること。</p> | 循環式浴槽を設置している場合→全ての浴槽に対象拡大 残留塩素濃度の基準を規則で定める。 |

| | | 構造設備基準（改正後） | | | 構造設備基準（改正前） | 備考 |
|-------|------|---|-----|-----------|---|--|
| 第4条の2 | (8) | 浴槽水（客ごとに完全換水し清掃するものは除く。）は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上、水質検査を行い、その検査結果を証する書類を当該検査の日から3年間保管すること。 | 第4条 | (26) イ | 循環式浴槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。 イ 1年に1回以上、浴槽水の水質検査をし、その検査結果を当該検査の日から3年間保管すること。 | 循環式浴槽を設置している場合 →全ての浴槽に 対象拡大 水質検査の回数 (1回→連日使用しているものは2回) |
| | (9) | 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう、その水質を管理すること。 | | (25) | 水道水以外の水を次に掲げる用途に使用する場合にあっては、当該給水装置により供給される水以外の水は、規則で定める基準に適合するよう、その水質を管理すること。 ア 原湯 イ 原湯の原料に用いる水 ウ 浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入される水（浴槽水を再利用するものを除く。） エ 洗い場に備え付けられた湯栓及びシャワーから供給される温水並びに水栓及びシャワーから供給される水 オ 浴槽水 | 変更なし |
| | (10) | 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は1年に1回以上水質検査を行い、その検査結果を証する書類を当該検査の日から3年間保管すること。 | | | 新規 | |
| | (11) | (8)、(10)に規定する水質検査の結果、規則で定める事項が水質基準に適合しなかった場合は、その旨を市長に報告すること。 | | | | |

| | | 構造設備基準（改正後） | | 構造設備基準（改正前） | 備考 | |
|-------|------|--|-----|--|---------------------------------|--|
| 第4条の2 | (12) | <p>貯湯槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、貯湯槽内の原湯の最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。</p> <p>イ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>ウ 設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認を行うこと。</p> | 第4条 | <p>循環式浴槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 原湯を貯留する貯湯槽（以下アにおいて「貯湯槽」という。）を設置している場合にあつては、貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、貯湯槽内の原湯の最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。</p> | 循環式浴槽を設置している場合 →全ての貯湯槽に対象を拡大 | |
| | (13) | <p>循環式浴槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管については、1年に1回程度は生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合は、適切な方法で生物膜を除去し、及び消毒すること。</p> <p>イ 浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤を浴槽水がろ過器内に入る直前に投入すること。</p> <p>ウ 浴槽水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。</p> <p>エ 集毛器は毎日清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>オ 配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。</p> | | | 新規 | |
| | (14) | 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。 | | | | |

| | | 構造設備基準（改正後） | | | 構造設備基準（改正前） | 備考 |
|-------|------|--|-----|------|-------------|------|
| 第4条の2 | (15) | シャワーは1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水を行うこと。また、シャワーヘッド及びホースは6か月に1回以上点検し、内部の汚れを1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。 | 第4条 | | 新規 | |
| | (16) | 気泡発生装置等を設置している場合は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。 | | | | |
| | (17) | 水位計に通じる配管は1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。 | | | | |
| | (18) | 調節箱を設置している場合は、生物膜の状況を監視し、定期的に清掃及び消毒を行うこと。 | | | | |
| | (19) | 浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を定期的に行うこと。 | | | | |
| | (20) | 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成すること。 | | | | |
| | (21) | 新たに営業を開始する場合又は営業を休止した後に再開する場合にあっては、浴場内を十分に消毒した後に営業を開始し、又は再開すること。 | | | | |
| | (22) | 従業員が感染性の疾病にかかっているとき、又はその疑いがあるときは、業務に従事させないこと。 | | (27) | 略 | 変更なし |
| | (23) | おおむね8歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、介助を必要とする者が利用する場合であって、その利用形態から風紀上支障がないと認められるときは、この限りでない。 | | (28) | 略 | 変更なし |

| | | | | |
|--|-------------|--|-------------|----|
| | 構造設備基準（改正後） | | 構造設備基準（改正前） | 備考 |
|--|-------------|--|-------------|----|

その他公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準（新第4条の3関係）

| | | | | | | |
|-------|-----|--|-----|-----|---|------|
| 第4条の3 | | 前条各号（(4)を除く。）に掲げる事項のほか、次の基準を遵守しなければならない。 | 第5条 | | | 変更なし |
| | (1) | 浴室には、必要に応じた数のシャワー装置を設けること。 | | (5) | 略 | |
| | (2) | 入浴者に供するタオル、くし、ブラシ等の類は、入浴者ごとに消毒すること。 | | (6) | | |
| | (3) | 従業員に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。 | | (7) | | |
| | (4) | 浴場内に風紀を乱すおそれのある設備、装飾、物品等を設け、又は置かないこと。 | | (8) | | |